

子ども読書活動推進計画骨子案に対する意見書

NO	ページ	項 目
1	p 5	子どもの読書活動推進に関する国の動きについて
		国が第5次計画で示した方針のうち「多様な子どもたちの読書機会の確保」は、今後特に重要な視点ではないかと考えます。 よって、「(1) 国の動き」の中で、2019年公布・施行された「読書バリアフリー法」についても取り上げてはどうかと思います。(p14で「読書バリアフリー法」という言葉は出てきていますが) 他、「こども基本法」の成立についても、無関係はでないと思います。 「どの子にも」読む権利を保障するという考え方がベースにあることが第4章以降の具体的な取組にもつながると思います。 こうしたことは、第1章第1節の中で取り上げられてもいいのかもしれませんが。
2	p 8	計画策定の趣旨について
		趣旨は、計画のねらいを書いていたところになるかと思います。 これまでの計画策定の経緯の記述のあとの「第3次推進計画の成果や課題を踏まえて、社会環境の変化に対応した子ども読書活動の推進方策を検討する必要があります。」がねらいにあたる部分かと思います。 この中の「社会環境の変化」について、子どもを取り巻く環境のどのような変化を捉えて、計画に反映していこうとされるのかの具体的な考え方を第1章第1節で記載があると計画の方針とのつながりが出るのではないかと思います。
3	p 12	児童期・青年期の取組と課題について
	p 13	今後の課題として、教員や司書教諭の知識・技術の向上が挙げられています。そのことは確かに必要であると考えます。 p 8にある「これからの教育施策に必要な社会的包摂の観点、学び続ける人材の育成」に読書がもたらす力は大きく、それには、学校図書館が計画的、系統的、継続的に読書活動を推進する中心的な役割を果たせることが肝要になるかと思います。しかし、現状の人的体制では継続的に安定した取組をしていく難しさがあり、学校図書館に専任・専門・正規の人の配置が必須であると考えます。 業務委託ではなく、市が直接学校司書を雇用し、市の教育方針に沿った育成を行い、学校で専門性を発揮していただけるしくみづくりが必要だと思います。 この問題の解決は大変難しいことを重々承知しておりますが、他の自治体との格差、学校間格差が出ないように、8年と計画期間も長いことから、実行に難しさがある施策についても言及していただき、今後要望し続けていく拠り所となる計画になることを期待します。

4	p 1 4	テーマについて 「読書を通じて 自ら学び 自ら出合う 地域で育つ すずかっ子」の「自ら学び」と「自ら出合う」と「地域で育つ」の3つの言葉の関係が並列でキャッチコピー的に3つを並べるのであれば「自ら学ぶ 自ら出合う 地域で育つ」としてもよいのかもしれませんが。 そういう意味ではなく、「自ら学び、自ら出合う・地域で育つ」という意味なのか、「自ら学び、自ら出合い、地域で育つ」という意味なのか、この言葉に至った議論が分かりませんので、どれがよいという意見ではありません。
5	p 1 4	家庭や地域との協働による読書の推進 子どもの読書活動推進には多様な主体の連携・協働が必要になると思います。「公民館、コミュニティスクール、地域のボランティアとの連携」とすると限定的になるように思います。 地域の中には、読書活動を推進する様々な団体があります。また、読書に関して専門性をもった人もみえます。 さらに、社会教育や福祉の分野で実施されている子どもを対象としたさまざまな取組があると思いますので、そうした取組や様々な子どもの居場所に読書活動（本）を取り入れる連携・協働が可能であると思います。 連携を促したい地域の主体をすべて列挙する必要はないと思いますが、基本方針の中で今後推進したい連携の姿が現れるとよいと思います。